

# カリキュラム

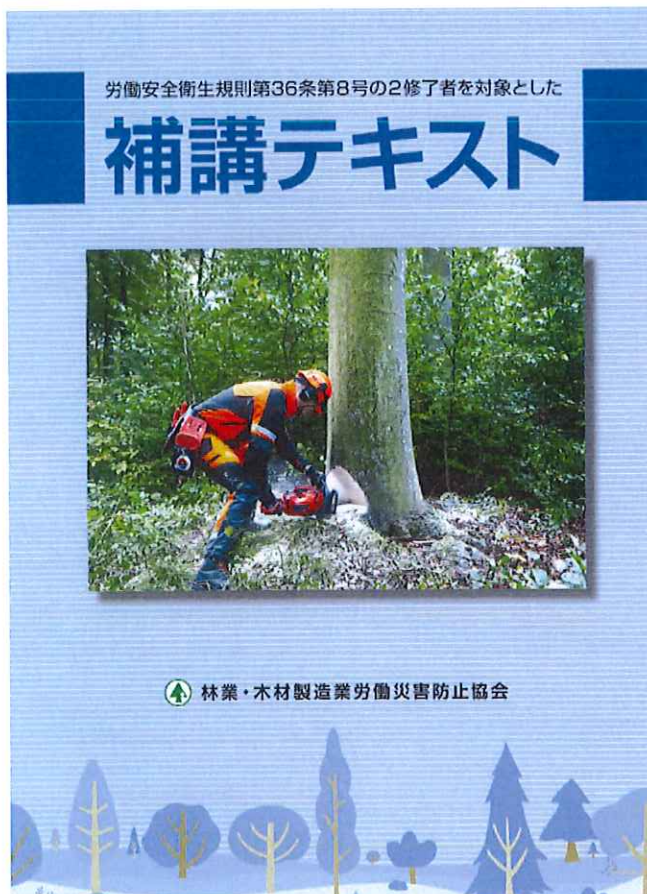
(労働安全衛生規則第36条第8号の2「小径木」修了者対象)

★上記改正の補講講習の内容 (計5時間)

学科の科目	内容	時間
伐木等作業に関する知識	伐倒の方法、かかり木の種類及びその処理 造材の方法、下肢の切創防止用保護衣等の着用	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、新労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

実技の科目	内容	時間
伐木等の方法	伐木の方法、かかり木の処理方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	2時間

「使用テキスト」



関係法令サブテキスト

再発防止対策と関係法令



林業・木材製造業労働災害防止協会

「下肢の切創防止用保護衣」



有) エス・エーサービスセンター 佐藤 孝夫